

令和5年度 第1回静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会 会議録

日 時	令和5年7月19日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	県庁本館4階議会403会議室
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順） 小杉山晃一、近藤多美子、鈴木琢磨、名倉光子（4名）</p> <p>特別委員（敬称略、五十音順） 猪股英史、勝又立雄、金澤俊二郎、小泉透、澤井謙二、八尾光洋（6名）</p> <p>事務局（県側出席者） 上家自然保護課長、佐々木鳥獣捕獲管理室長、今井自然保護課長代理 自然保護班 小澤班長、齋藤主査、藤下主任</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山南鳥獣保護区特別保護地区の再指定 ・ 東山口地区、西方地区、小笠山地区の狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定 ・ 井川湖鳥獣保護区の区域変更を伴う期間更新 ・ 西富士猟区の維持管理に関する事務の委託
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度第1回静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会 次第 ・ 静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会出席者名簿 ・ 諮問事項 鳥獣保護区等の指定 ・ 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣による農林産物被害の状況（令和4年度 速報値） ・ ニホンジカ対策の推進

1 会議成立の確認

委員、特別委員計 12 人中 10 人の出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

2 審議内容

発言者	
部会長	諮問事項の 3 番の井川湖鳥獣保護区の関係ですが、区域面積が 3 分の 1 になるということで、保全地域を拡張していくという視点から言えば後退しているような印象を受けます。5 年後に見直しということなので、5 年後にどのような見直しをするのかという見通しの様なものを答申書に書くことができるようであれば、ご検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	この 5 年で、どれぐらいニホンジカが減らせるかが一つポイントになるかと思っておりますので、5 年後に区域を戻します等の結論に近い方針はまだ出せないと考えています。例えばニホンジカの捕獲、個体数の減少に努め、その状況を踏まえて検討する等、少し濁したような表現になりますが、そういった内容であれば、可能かと考えております。
部会長	基本的には被害を受けている地元の方の意向を十分に尊重した上でということになるかと思っておりますが、ニホンジカの問題であれば、狩猟鳥獣捕獲禁止区域といった別の制度もありますし、5 年後というと、審議会部会の委員も入れ替わり、行政の方も入れ替わる中で、過去にこのような議論があったということをどのように残していくのかを考えたら、もちろん議事録には残るとは思いますが、答申書の中に 5 年後の見直しのときに、このような方向で議論するという一言があれば、ここでの議論が継続するのではないかとということでご相談申し上げた次第です。
事務局	今の部会長からのご指摘ですが、今回の井川湖の場合も、ニホンジカの状況がございまして、先ほど御説明させていただいたとおり、隣接地で管理捕獲も行っております。方向性としては、やはり 5 年後のニホンジカの状況を踏まえた上でといった言葉を入れながらになるかと思っておりますがいかがでしょうか。
部会長	ぜひご検討いただきたいと思っております。
委員	井川湖鳥獣保護区の旧保護区域以外のところで、今回新たに区域を増やす山伏峠周辺の区域の面積はどれぐらいでしょうか。
事務局	今回新たに区域に指定する部分の面積は、事務局で数字を持っておりません。申し訳ございません。
委員	従前の面積に対して、かなり減ってしまっている。数字だけで言えば 3 割ですが、北側に増やしているのでは 3 割近くになっているということですね。全国的な評価というか、こういった資料が他県にも出回った際に、静岡県が鳥獣保護に対してかなり後ろ向きではないかと。そこに対してどういった審議がされたのかというのは、私としては非常に気になりました。当然地元の方の意見というのは大事ですし、私自身も過去の調査で井川に入ったこともあるので非常にわかりますが、ここに至るまでの過程についての説明がちょっと少ないかなと思います。見直し後の保護区域がどうしてこのような区域になったのかということが全くわからない。要するに、

	<p>県有地なのか、民有地なのかとか、そういうところで区域を設定しましたとか、その辺が全然わからないので、もし説明ができれば、あるいは後でも構わないので出せる資料があれば、少し補足をいただきたいと思います。</p> <p>地元の方々と県の方々、時間を掛けてこの区域の形を作られたと思うので、これをひっくり返すというつもりはありませんが、ここまで大きく区域を減らしてしまわなければいけなかったということを伝える必要があると同時に、もう一つは、5年の間にどうなったかということ調べて、要は、鳥獣保護区なので、シカだけの話ではなくて、他の鳥獣がどうなったかということも影響として評価しなければいけないと思います。やはり本来の鳥獣保護区としての目的から逸れない。シカだけの話ではなく、鳥獣保護という視点で、これを評価する必要があるかと思います。</p>
事務局	<p>ご指摘を受けまして、私たちの考えがニホンジカに偏ってしまったことを反省いたしました。この5年の間にどこまでできるかわかりませんが、鳥獣の生息環境の全体的な把握に努めたいと思います。</p> <p>区域の話ですが、スライドの20ページに新旧の区域図をつけております。今回の保護区の更新に当たっては、鳥獣害被害が多いという地元の意向もありまして、とにかく白紙ベースにしてほしいと、狩猟鳥獣捕獲禁止区域とかそういったものではなくて、鳥獣保護区をゼロに戻して全部外してほしいというのが地元の御意見でございました。</p> <p>その中で、私達もこの井川地区で保護区を全ては外してしまうというのはどうかと。特に、今回、保護区に指定を予定している区域は、例えば南から見ていくと、大日峠があり、人がハイキングで訪れる場所があったり、井川湖の東側には井川少年自然の家があったり、少し北の方に行くトリバウエル井川スキー場があり、特に冬、夏もですけれども多くの人を訪れると、さらに北側に行くと県民の森がありまして、特に夏はキャンプで訪れる人が多く、青少年関連のイベントを行ったりというような地区になります。そこからさらに北の方ですと、今回新しく区域を追加した山伏峠に至るまでの道になりますが、こちらについては登山道が非常によく整備されていまして、登山客が多いということで、こういった人が多く訪れるエリアで、かつ、多くの人々が鳥獣に触れ合えるエリアについては、少なくとも保護区として残して鳥獣を守っていききたい。また、訪れた人が鳥やカモシカなどを見られる、触れ合える環境を保全したいということで、これは地元との話し合いの中で、多くの人々が訪れるエリアに限定をして、区域を見直しをしたというような形でございます。</p>
委員	<p>私もこの3番の井川湖鳥獣保護区だけは特殊だと思っていて、区域変更となっているので、そう考えたときに、この保護区は、これまでずっと現在の区域で指定されていたのかどうかということをもっと教えていただきたい。</p> <p>それと21ページにある地元住民さんの御意見を尊重されているのは大変よくわかりますが、一方で育てた作物が鳥獣に全部食べられてしまうという状況はどの辺まで調べられたんですか。どんな作物がどれくらい食べられるか、90%か、それともそれ以上食べられているのかどうかというところを教えてください。</p> <p>最後に、元々の保護区域内で今回も区域に指定する区域はわかりますが、</p>

	<p>新規で指定する区域は、地元住民さんは、本当にウェルカムなのか、ウェルカムでないのであったら、なぜそこを指定したのかという理由を教えてください。</p>
事務局	<p>保護区の変遷につきましては今詳細な資料がないので不確かな部分もありますが、元々は、井川湖の湖面を中心に区域に指定していて、湖面に来る渡り鳥の生息を図るために指定をしたと聞いております。その中で確か2回か3回の拡大をして、現在の区域となったというような状況でございます。</p> <p>次に地元住民の声ということで農作物が食べられてしまうというのはどこまで確認をしているかということでございます。本当にご指摘の通りで、ここで数字が出せないのが私達も気にかかっておりまして、今回の諮問事項でもあります狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定を行う中では、地元のJA等に被害面積であったり被害金額を聞き取りをして、数値としてどれ位の被害があるのかを確認しています。</p> <p>井川湖鳥獣保護区については、井川地区で生産される農作物が流通ベースにのっておらず、自家消費されている状況でございます。私達も地元の方に話を聞きながら数字をもらえませんかという話をさせてもらった中で、どうしても自家消費なので数字とか面積では出せないということで、地元の声というような感覚的なものに頼ったご説明になってしまったということは、こちら事務局として感じているところではございます。</p> <p>最後に、変更後の保護区の区域が地元の方にとってウェルカムなのかというご質問でございますが、全てがウェルカムとは言えないかもしれませんが、今回の区域については、地元の方も含めて、この区域で猟をされては困るという意見があり、私達としては鳥獣の生息環境の保全を図りたいというのがあります。特に地元としては、観光客が訪れる区域で、銃猟とかをされてしまうと危ないので、ここについては地元としてもいいでしょう。マイナスではなく、保護区としていいのではないかとということでこちらから提案をして、プラスの回答をいただいたというような状況でございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。一番最後の質問で特に聞きたかったのは、北側で新たに指定される区域です。本当にそこまで調査できているのかなと思います。多分ウェルカムでなくても賛成、支持していただいているという感じかと思えます。やはり、私が引っかけたのは、最初の説明で、井川湖の部分から拡大、拡大をしており、今回初めて縮小で、3分の1になるというのは、外部の方々には強烈な縮小だと感じられると思います。</p> <p>もう一つ驚いたのは、当初、井川湖で保護区を指定した目的というのは、渡り鳥の保護が主な目的であるように思いました。そうすると今の目的は、何かニホンジカが多すぎてということで、かなり変わってきているということがあり、あまり歴史的に語れない部分があるのかとも思いますが、そういう認識でよろしいですか。</p>
事務局	<p>ニホンジカは、被害面での話しになります。かなり古い話なのでどこまで正確かわかりませんが、当初は渡り鳥が主な目的であって、井川湖面を保護するようなイメージで持っていた。ただ、先ほど希少種の状況を御説明しました通り、希少種を含めて、鳥獣の生息環境としては非常に良い地域ということで、湖面に限らず陸地にも広げていったというようなことで、</p>

	保護の目的としては拡大をしてきているということになります。
委員	他の委員の方々の御意見を伺っていて思ったのは、やはりこれだけの区域変更を行うときは、この5年間で何をモニタリングするかぐらいは資料等に謳った方がいいのではないかと思います。答申に書くことが難しいのは私も役人なのでわかりますが、そこが全くないのは、やはり皆さんのご不満なのかなと感じます。
部会長	<p>ありがとうございます。やはり3番の井川湖鳥獣保護区の区域変更というのはかなり大きな話なので、どのような形で継続的な議論に持っていくのかというのは、何らかの形で、忘れ去られてしまわないような方法をとらなければならないと思います。</p> <p>少し検討していただきたいのは、昨年度の部会でも、やはり30by30のことが話題になりまして、面積をどのように拡張していくのかということ、毎回の見直しのときに、ぜひ検討しながら見直してもらいたい。</p> <p>つまり、これまでの保護区の見直しは、同じ区域のままでイエスカノーかというそういう議論が多かったと思いますが、これからはイエスカノーかではなく、区域を広げられる余地があるのかということ、毎回議論しながら進めていくということが重要になってくると思います。そうすると、井川の新しい区域は、増やしている部分があるので、これと同じ場所が他の保護区にもあるようであれば、見直しの機会に区域を拡張するような議論が毎回それぞれの場所でできれば、少しずつでも拡張していくのでそういう議論をしていきたいと思います。</p>
委員	<p>3点質問とコメントあります。まずは井川湖鳥獣保護区についてコメントさせていただきます。今ご説明いただきましたように、当初は飛来する渡り鳥の保護というのが大きな目的であったと思いますが、そういった情報が説明の中にないですね。</p> <p>別添資料の3に書かれているのは全部森林性の鳥で、水鳥が書かれていない。スライドの20ページを見ますと、単に縮小というよりは、井川湖全体がもうほぼ保護されないような扱いになっています。水鳥の観点から言うとこれは好ましくないと思いますので、具体的な提案として井川湖は外さないように、湖面は引き続き保護区として残すというような取り扱いがあってもいいのではないかと思います。</p> <p>それから、鳥獣保護区ですので、その変更が鳥獣の存続可能性にどれだけの影響があるかということ、基本的な視点に立って評価していただきたいと思います。ということになりますと、別添資料の3に掲載されているリストには、クマタカ、ハイタカ、ハチクマが掲載されていますが、これらの猛禽類が、鳥獣保護区の縮小に伴って、例えば営巣木がなくなってしまうとか、そのために繁殖が不可能になってしまったとか、そういった視点からこの区域の変更が妥当であったか、必要であれば調査を行うとか、検討していただきたいと思います。</p> <p>2点目です。その観点からいきますと、別添資料の資料2と資料3、鳥獣保護区の鳥獣の目録が書かれていますが、いずれももう20年ぐらい前のものになっているような気がします。最新の調査はありますか。あるのであればそれを出していただきたいと思います。特に富士山に関しては特別保護地区なわけですから、やはり現況調査というのはそれなりに行われて、それが更新のときにエビデンスとして示されるということが大事な</p>

	<p>ではないかと思えます。</p> <p>3点目です。西富士猟区ですが、キジの放鳥が計画に書かれていますが、これは本当に放鳥をしているのでしょうか。もし本当に放鳥しているのでしたら年間何羽くらい放鳥しているのか、そしてそのキジはどこから連れてくるのかということも、確認していただきたいと思えます。やはり生物多様性には、遺伝子の多様性というのがあって、外部から持ち込まないという原則になっていますので、放鳥に関してはセンシティブに対応していただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>何点かご質問いただきまして、まず一つ目は井川湖の水面を保護区にしたかどうかというご提案をいただきました。実際井川湖に行ってみますと、それほど水鳥が見られないというのは、地元の方からも話しがでておりました。当初は水鳥の保護が主な目的でしたが、最近では陸地の方の鳥獣の保護が目的となってきていると聞いております。</p> <p>ただ、先ほどからご提案いただいておりますように、5年後に向けて、そういったところも確認をして、お示しできるものを揃えて、もう一度、地元、また、部会でお諮りしたいと考えております。</p> <p>2つ目の希少種の調査が古いということは、ご指摘の通りだと思います。全県的に調査をしていく中で、なかなか頻繁にはできないという事情もございまして。特別保護地区だけでもしっかり現地調査をすべきということは、一つご提案として検討してまいりたいと思えます。</p> <p>お示しした資料の希少種の鳥類で申し上げますと、2007年以降となっており、実際は2015年ぐらいまでの調査だったかと思えますが、ここ10年ぐらいは調査をしていないという状況がございまして。2019年に希少種のレッドデータブックを改訂していますので、また次期改訂に向けて、現地調査も行い新しい情報を収集してまいりたいと思っております。</p> <p>最後の全猟のキジの放鳥ですが、50羽と聞いていたかと思えます。大体狩猟でとる羽数を同じくらいでしたので、50羽放鳥して、40羽前後を捕獲するといった形です。放鳥するキジは、いわゆるキジの販売業者から買い付けてきて放鳥をしていると伺っております。</p>
委員	<p>井川湖鳥獣保護区に関して皆さんから様々な御意見が出ていて、意見が出尽くしてるかなという感じはありますが、私も一つだけ気になったことがあります。私も井川は何度か行ったことがございまして、農作物の被害というお話がでましたが、多くの住民の方は湖の（上流側から見て）右岸側に住んでおられます。湖の左岸側の広く指定されている鳥獣保護区が解除されても、右岸側の住民の方々のところにどれだけ効果があるのかなと思えます。冷静に考えて、妥当な方法でしたら、皆さん地元の御意見を含めて、納得はできるのかなと思えますが、本当に効果があるのかということが気になった点です。</p> <p>あと、井川湖の保護区の区域の設定というのは飛び地とかは無理なんではないでしょうか。井川の右岸側では狩猟をやっている方を私も見たこともありますが、奥の方に国有林とか筑波大学演習林があったりとか、鳥獣保護区にできるところは他にもあるのかなと考えました。今年、おそらく静岡県は生物多様性地域戦略の見直しとかをされると思えますが、その辺も含めて、鳥獣保護区の面積がかなり減るといえるのは痛手かなと思えますし、色々な観点から、縮小を止める手立てを検討されたいかなと思えます。</p>

事務局	<p>ありがとうございます。まず一つ目は、左岸側の人が住んでいない側のところを、保護区として広げることができないかという御意見と思いましたが、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>地元の方の切実な気持ちとして、農作物への被害を食い止めたいということに関しては、保護区のところでは狩猟をやったところで、右岸側の山の方は現状では保護区ではなく、そちらから常日頃シカが降りてくるはずなので、保護区域の見直しで被害が本当に減るのかなという疑問があると思っています。それに関して、今この体制の中でどうにかできる話ではないので、効果的かどうかということにも疑問がありますというのが一つの意見になります。</p>
事務局	<p>井川地区につきましては先ほどからたくさんの御意見をいただいておりますので、ただ今の御意見も踏まえて、総合的に状況を見ながら、次の5年間にに向けて考えていきたいと思っております。</p>
事務局	<p>鳥獣保護区の設定は、飛び地でも可能ですので、ただ保護区を戻すというのはでなく、保護区の設定の仕方も含めて、どういう形が良いのかということも地元の方とも話をしていきたいと思っております。</p> <p>井川駅の少し北側が集落地で人が住まわられてるエリアになりますが、実際区域から外す県民の森の西側は確かに人が入るエリアではないので、ここを外したからといって農作物の被害は減らないのではないかとご指摘はその通りだと私も思います。</p> <p>そこは地元の方とお話をする中で、ここは人が入らないから区域から外さなくても、それほど影響ないのではないかと話もさせてもらった中で、それでも今回は外してほしいというような話もありました。効果的な保護区の設定ということも含めて、その検討というものを答申の中に入れるかも含めて考えてまいりたいと思っております。</p>
委員	<p>井川地区をこれだけの見直しをする以上は、地元の方と話し合いを進めていくのは当然だと思いますし大事だと思いますが、客観的に評価をするための政策も同時にすぐにはできないと、5年はあつという間なので、今この保護地区が外されてしまうところがどうなのかとか、保護が継続される場所とされないところがどうかというところを、きちんと外部委託を出して、かなり経費かかるとは思いますが、調査して客観的にこういうこれだけのものが確認できて、保護されますということが言えるようにしていただきたいと思っております。資料2、資料3のデータもちょっと古いということでそこはしょうがないとは思いますが、少なくともここに出すときは出典が何なのかを出すことぐらいはできると思っておりますので、そういうことを出していただいて、次回5年後のときにこうでしたということがちゃんとと言えるように進めていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>今回こちらの事務局の説明の中で数値的な根拠がやはり弱かったというところを大きく反省しております。先ほどご指摘ありました通り、調査データも古く、それで推測的な話ししか事務局からできないということが、皆さんになかなかご理解いただけないところと思うとともに、地元の人に対しても、やはりデータを取ることによって、地元の意見としてはこうなんだけど、一方でこういう数値がありましたという説明をすることによっ</p>

	<p>て、前向きな議論ができるのではないかと今日皆さんの御意見を聞いて思いましたので、そこはしっかりやっていきたいと思えます。ありがとうございます。</p>
部会長	<p>一度簡単にまとめてみたいと思えますが、まず諮問事項の一つ目、鳥獣保護区の中の特別保護地区を再指定するという件については、ほとんど御意見は出なかったように思えますが、特別保護地区が国有林の範囲内なので、保護区の中の特別保護地区の割合を増やすのは簡単ではないということですよね。それを理解した上で、やはり気になるのが国立公園制度との整合性がこんなに取れていなくていいのかと、その辺も若干疑問に思えますので、再指定することに異議はありませんが、鳥獣保護区の制度と国立公園の制度と整合性取れてない部分の理由は少し知りたいなというのが一つです。</p> <p>それから二つ目の3地区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定につきましても、ほとんど御意見は出なかったので異議がないということを確認したいところですが、先ほど言いましたように、再指定するときには、その外側に増やすところがないかどうかという議論をやはり同時にしながら、増やす余地がないので、同じ区域で認めてもらいたいという、そういう諮問なのかどうかというあたりも気になるころではあります。</p> <p>問題はその3番の井川湖鳥獣保護区ですが、何人もの委員の方から意見出ましたように、そのまま異議なしという感じではないような気がしています。事務局の方から5年後の見直しのときに、どうにか見直しをする方向で持っていきたいと、5年間きちんと調査をするというそういうふうなお考えが見えてきますが、委員の方々の御意見としては、5年後ではなくて今もう1回見直しが可能であれば再検討してもらいたいというそういう気持ちが出ているような印象を受けたものですから、この3については、例えば答申書に何か書けるのか、書けないとすれば、答申書以外で審議会に部会からの意見としてきちんとするような場面を作るとか、そういう措置が必要ではないかなと思えました。</p> <p>4番の猟区については、キジの遺伝子の問題は確かに何とかしなければいけない重要な問題かもしれませんが、今のところ、10年間で18回の狩猟の機会があるという程度であれば、現在の全猟の方に再委託ということで大きな問題はないと考えます。</p> <p>全猟の将来的な組織の存続等は保証できるのでしょうか。継続的な団体なのか、高齢化が進んで、どこかで再委託を向こうの方から断ってくるようなそういう余地はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>全日本狩猟倶楽部の体制は、現状では、向こう10年間は大丈夫だろうとは考えておりますが、部会長ご指摘のとおり、内情を伺うと高齢化が進んでいるということで、10年後にまた委託できるかという明言できないぐらいだと伺っております。ただ、まだ全国的には1400人位の会員がいらっしゃるということで、ある程度の規模の団体と伺っていますので、今回の指定の10年間は大丈夫であろうと思えます。将来的には、どこかで維持・管理が難しくなるかもしれないと考えています。</p>
委員	<p>4番の猟区について、維持・管理事務の再委託ということで、こちらの委託先には10年間にわたって、どのぐらいの委託料をお支払いされてるのか。あるいはその委託の内容というのは具体的には何人ぐらいの方がどう</p>

	<p>いうふうにやられてるのか。その辺の情報がありましたら伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>まず委託料ですが、令和5年度の予算で申し上げますと、富士宮市から全日本狩猟倶楽部に年間で26万4000円の委託料をお支払いするという計画になっております。</p> <p>実際の管理につきましては、本部は東京の方にございますので、年に2日の開猟日などは、本部の方からも人が来て管理を行うと聞いてますが、例えば、いわゆる密漁者の監視ですとか、そういった日常的な管理については、会員で富士宮市在住の方がおられ、その方がされていると伺っております。</p>
委員	<p>部会長の話を聞きながら、これは切実な問題だなと思ったのは、県の担当の方もどんどん異動で変わる。そして委員も顔ぶれがだんだん変わってくる中で、5年、10年先の鳥獣保護の行政が一貫性を持ったものとして繋がっていくのかどうかということ、本当にその通りだと思いながらお話を伺いました。条例の規定で設置が決められているこの部会ですが、やはり、自然保護は長期的な視点が必要だと思いますので、そういうものが担保できるようなシステムが必要かと思って聞いておりました。その辺も方策を探ってもらうようお願いできればと思っています。</p> <p>私が思ったのは、例えば、今回、井川は地元の意向を十分尊重して、鳥獣保護区を変更するって言った人たちに、5年後にこういう場に来てもらって意見を求めるなんていうこともあってもいいのではないかということを考えました。これは意見としてですのでぜひ考えていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>次の環境審議会でも報告しなければいけないものですから確認をお願いしたいと思います。まず一つ目の富士山南鳥獣保護区特別保護地区の再指定につきまして、諮問どおり認めるということによろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>同意</p>
部会長	<p>二つ目の狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定につきまして、3か所、諮問どおり認めるということによろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>同意</p>
部会長	<p>三つ目の井川湖鳥獣保護区については、色々と御意見がでましたので、どのように取りまとめるか、どういうふうに答申書に書くかは、相談させていただいてよろしいでしょうか。事務局とも打ち合わせしながら、また皆さんにお諮りして決めた方がいいかなと思いますので保留にさせていただきます。</p> <p>四つ目の、猟区の維持・管理事務の再委託につきまして諮問どおり認めてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>同意</p>
部会長	<p>ありがとうございます。諮問事項4項目のうち3項目は諮問された内容で妥当であるということで報告したいと思います。3の井川湖鳥獣保護区につきましては、少し議論の時間をいただいて、その後でまた皆さんにお諮りするということで進めたいと思います。</p>

2 報告事項（一部、審議事項に関わる内容も含む）

発言者	
委員	<p>この鳥獣保護管理部会ですが、いつも議題がシカを殺す、イノシシを殺すという議論に終始してるように感じています。県の鳥のサンコウチョウがどの辺にどれくらい分布してて、どういうふうに生息しているかとか、私達に何も知らされてないですね。</p> <p>子供たちに、次の世代に、この静岡県のより良い環境をバトンタッチするというのが、私は目的だと思っているので、そのための鳥獣捕獲であったり、それから自然を守るための鳥獣捕獲であったりというように考えたいです。</p> <p>先ほどの井川湖の渡り鳥が少なくなったと言いますが、多分地元にいる人は、私もそうですが、アオサギが来たねって言って季節を知ってる人がいっぱいいると思うので、そこら辺をもっと野鳥の会の方たちなどと共同して、今、静岡県がこんなに環境が豊かで、こんな動植物がいっぱいいる良いとこだよというところを知らせていく、その保護をするために、こういう法律があって、こういう区域を保護しているというような、自然環境を保護するための前向きな話し合いであってほしいと思っています。</p> <p>さきほどの井川の問題もそうですが、本当に地域の方たちが、保護区を外したらどうなるのかということを知らないのではないかと思います。この保護区域が狭くなったことで何が変わるのかはわかっていなくて、本当に困るよというだけのことで言っているとしたら、それは大きな間違いだと思うので、その地域が5年後、10年後、30年後にどうあるべきかという議論をきちんと重ねてもらって、そこで部会にも話しを持ってきていただきたいと思います。</p> <p>私はこれはもう1回井川の方たちにこの案件をお返しをして、もう一度考え直してほしいと思いました。いろんな意味で、もっともっと子供たちに誇れる、環境の案件でありたいなと思っています。</p>
事務局	<p>御意見ありがとうございます。県でも、昨年、5年前に策定した生物多様性地域戦略を改訂いたしました。そういう中で、御意見いただき、人と自然との共生が今まで以上に必要だということを改めて認識しました。そして、それを次世代に伝えていくというのは当然のことですので、そういう視点について、改めて強く感じました。確かに鳥獣保護管理部会と言いながら、どうしてもシカの害とかの話が続いているものですから、そこも踏まえて、改めて考えていきたいと思っています。貴重な御意見ありがとうございます。</p>
委員	<p>今のこの部会の役割ですとか、あるいは部会における基本的な考え方に基づいての鳥獣の保護ということで委員から大変貴重な御意見をいただいたところですが、一方で、今現在、もう以前とは違う状況になってきています。特に、県の自然保護課の方々が中心になってシカの捕獲を特出しするような形で打ち出している背景と伺いますか、静岡県におけるニホンジカを巡る状況というのは以前とは違う、まさにこのニホンジカによって、本来は保護していかなければいけない、次の世代に残していかなければいけない自然環境そのものが今脅かされてる、どんどん破壊されてるというのが現状だと思います。</p>

	<p>この貴重な自然環境を保護するために、あえてニホンジカを管理捕獲で個体数を削減させて調整している。本来静岡県に残しておかないといけない、次世代に繋げていかなければいけない貴重な自然を守っていくための手法のひとつです。</p> <p>時代が大きく変わり、特にニホンジカを巡る環境というのはすごく変わっています。このニホンジカがいることで、本当に貴重な富士山麓の植生であるとか、あるいは日本アルプスの植生、特にその高山に及ぶ植生もみんな食い荒らされている状況です。</p> <p>元々あった高山植物なんかもどんどん衰退している状況で、そこを何とか食い止めるために、自然保護課の方々もいろんな対策で、特に、主たる破壊の原因になってるニホンジカを何とかしないとイケない。その対策についてこういう資料の形で、ここ最近委員の方々にも開示してますし、こういった部会でもニホンジカの捕獲対策の中身についても説明し、報告もし、またどうしていくかということもこの場で議論しているのではないかと私は理解しています。静岡県に残すべき貴重な自然を守る、次世代に残すためにこのシカ捕獲をやっていく必要があると思います。日本の今の現状からすれば、ニホンジカの捕獲対策等について、この場で一部議題に上げる、あるいは、報告事項として報告されているというのは、私は非常に有意義で、非常に大事だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私も農業者として十分理解していますし、全然反対はしておりません。</p> <p>目の前で鹿を殺す、それから解体をする、そういうのも実際に頻繁に見ていますので、それはとても大事なことだと思いますが、もう少し希望のある話題もしてほしいというのも正直なところ。一番最初に委員をやってくださった方はそれをすごく強く強く言ってくださっていたんですが、全然残っていかなかったの、多分、部会長が、5年後にこのメンバーが変わってしまったら、今の思いはどこに行ってしまうのだろうということを心配しているのは、それかなと思っていたので、あえて前の委員の方がそうやって私達に教えてくれたということを思ってお伝えしました。</p>